

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第19号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程		ページ
○ 病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程	1
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第2号

病院局公有財産取扱規程の一部を改正する管理規程

病院局公有財産取扱規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。
第54条中「不動産登記法施行令（昭和35年政令第228号）」を「不動産登記令（平成16年政令第379号）」に改める。

附則

この管理規程は、令和8年3月31日から施行する。



病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年3月31日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

兵庫県病院局管理規程第3号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

第1条 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第39条第1項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第133条第2項中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

第134条第1項中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第144条第1項中「第22条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条 病院局会計規程の一部を次のように改正する。

第133条第2項中「第243条の2の8第1項各号」を「第243条の2の9第1項各号」に改める。

第134条第1項中「第243条の2の8第1項」を「第243条の2の9第1項」に改める。

附則

この管理規程は、令和8年9月24日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。